

八尾支援学校 進路説明動画

(6) 知っておきたい用語



知っておいてほしいこと

障がい児（１８歳未満）と
障がい者（１８歳以上）では
使える福祉サービスが異なる！



知っておいてほしいこと

高等部卒業後の福祉サービスの
利用手続きは在学中（高3）から！



関係機関の役割

まずは各関係機関の役割を知ってください！

関係機関の 役割



市役所

福祉サービスの申請、相談の対応



大阪府障がい者自立相談 支援センター

療育手帳の更新



相談支援事業所

サービス利用に向けての相談



就業・生活支援センター

就業生活における相談



八尾市役所 障がい福祉課

場所

- 八尾市本町 1－1－1

役割

- 各種サービスの利用申請
- 障がい者支援区分認定の申請
- 各種相談の対応



東大阪市役所 障害福祉認定給付課

場所

- 東大阪市荒本北 1－1－1

役割

- 各種サービスの利用申請
- 障がい者支援区分認定の申請
- 各種相談の対応



大阪府障がい者 自立相談支援センター 知的障がい者支援課

場所

- 大阪市住吉区大領3丁目2-36

役割

- 療育手帳の発行（更新）
障がい児の間は子ども家庭センターでしたが、障がい者（18歳以上）になるとこちらが窓口になります。
- 福祉サービス利用の相談



役割

- 障がい福祉サービス・障がい児通所支援の利用についてのサービス等利用計画案の作成等を行い、申請についての支援等を行います。（八尾市障がい福祉のしおり）

相談支援事業所一覧				
事業所名	所在地	TEL	FAX	備考
相談支援「ゆに」	東本町3-3-10-101	998-7979	998-9979	主に身体障がい児者やその家族の支援（福祉サービスの利用援助やピアカウンセリング、介護相談、情報提供等）を総合的に行います。
あっぷる	楽音寺1-85-1	940-1214	940-1213	障がい児者の地域生活の支援（福祉サービスの利用援助や介護、相談、情報提供、療育指導など）を行います。
ちのくらぶ	天王寺屋3-6	949-5740	920-1338	地域活動支援センターと併設されており、主に精神障がいのある方の当事者グループ活動の支援を行っています。一緒に食べ、憩い、和み、歌い、語りあえる場の提供を行います。生活支援を様々な角度から行うため情報提供、地域啓発、その他いろいろな活動を企画しています。
医真会しょうがい相談支援センター	沼1-68-65 朝日プラザシティ八尾2番館105号	948-8875	948-8867	身体障がい者（児）・知的障がい者（児）・精神障がい者（児）やその家族の地域支援（福祉サービスの利用援助、相談、情報提供等）を総合的に行います。

計画相談支援事業所



場所

八尾市

- 八尾市楽音寺1-85-1

東大阪市

- 東大阪市菱江5-2-34

役割

- 就業生活における相談
- 企業訪問
- 企業との仲介役
- 連携機関の紹介

就業・生活支援センター

高等部卒業に向けて 重要な用語

お子さんが18歳になるのはあっという間のことです！

受給者証

サービス等利用計画

障がい支援区分

医師の意見書

就労アセスメント実
習

高等部卒業に向けて
重要な用語

(五)	
訓練等給付費の支給決定内容	
サービス種別	
支給量等	
決定有効期間	
地域相談支援給付費の給付決定内容	
サービス種別	
給付量	
決定有効期間	
サービス種別	
給付量	
決定有効期間	
予備欄	

用語の意味

- 福祉サービスを利用するための証明書
 - 市役所に申請
 - 福祉サービスを利用する際は必須
-
- 計画相談支援を利用していると、受給者証申請の手伝いをしてくれます。

受給者証

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案(例)

利用者氏名(児童氏名)	障害程度区分	相談支援事業者名
障害福祉サービス受給者証番号		計画作成担当者
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号	
計画案作成日	モニタリング期間(開始年月)	利用者同意署名欄
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)		
総合的な援助の方針		
長期目標		
短期目標		

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							

用語の意味

- 福祉サービスを利用するための計画書
 - 福祉サービスの利用前には計画を立てる必要があります。
 - 福祉サービスを利用する際は必須
-
- 計画相談支援を利用していると、利用計画作成の手伝いをしてくれます。

サービス等利用計画

1 介護給付

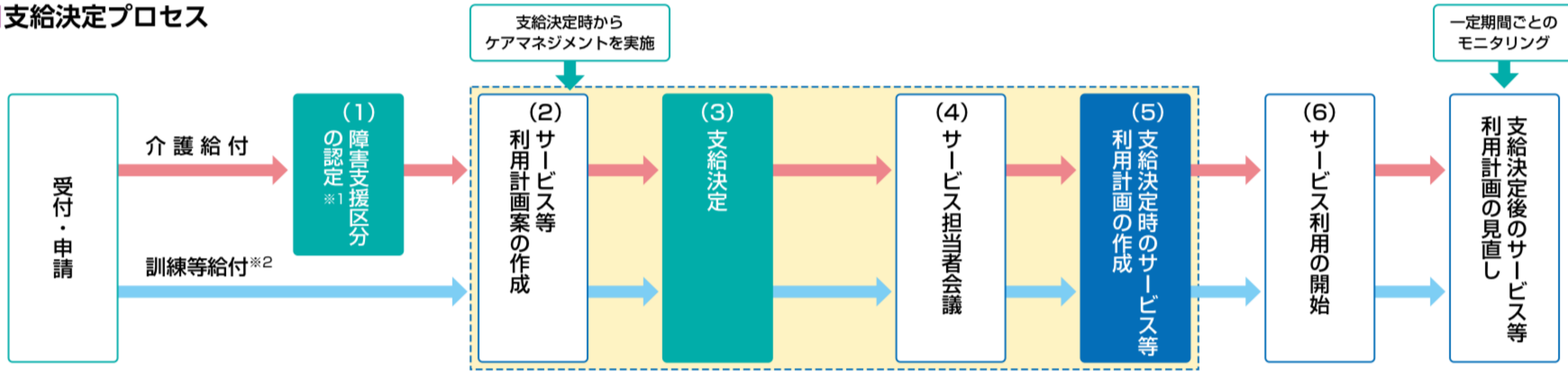
- ① 居宅介護(ホームヘルプ) ①者①児
- ② 重度訪問介護 ①者
- ③ 同行援護 ①者①児
- ④ 行動援護 ①者①児
- ⑤ 重度障害者等包括支援 ①者①児
- ⑥ 短期入所(ショートステイ) ①者①児
- ⑦ 療養介護 ①者
- ⑧ 生活介護 ①者
- ⑨ 障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援) ①者

用語の意味

- 障がい福祉サービスの介護給付サービスを利用する際に必要なもの。
- 高等部卒業後に生活介護事業所を利用する際は在学中に区分認定が必要。
- 障がい支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを表す6段階の区分のこと。
- 区分は1～6まであり、区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い。
- 障がい区分認定の申請にあたって、医師の意見書が必要

障がい支援区分

■支給決定プロセス



※1 同行援護の利用申請の場合
障害支援区分の認定は必要ありませんが、同行援護アセスメント調査票の基準を満たす必要があります。

※2 共同生活援助の利用申請のうち、一定の場合は障害支援区分の認定が必要です。

『障がい福祉サービスの利用について』
2018年（全国社会福祉協議会）
12ページ 利用の手続き より引用



用語の意味

- 障がい支援区分の申請の際に必要
- 早めにかかりつけ医を探しておくで、意見書の申請がスムーズになります。
- 内科でも小児科でも、障がいについての意見を書いていただけたらよい。

医師の意見書

附特就労アセスメントシート（評価表）

学 校 名:		名 前:									
住 所:		年 齢: 平成 年 月 日 (歳)									
障がい状況:		手帳:									
アセスメント期間:	家庭:	学校:	実習:								
※Strength(強み). Emerging(芽生え). Accommodation(配慮)											
評価数値: ①できない(0～10%) ②どちらかと言えできない(10～50%) ③どちらかと言え可以的(50～90%) ④可以的(90～100%)											
アセスメント内容		アセスメント領域	初回	S	E	A	2回目	3回目	備考		
健康・生活面における評価	健康管理	生活リズム	1. 規則正しい生活ができる	家庭							
			2. 栄養を考えた食事を摂ることができる	家庭							
			3. 必要な服薬、受診、体調面への配慮ができる	家庭							
	家事	4. 部屋を掃除をすることができる	家庭								
		5. 調理、洗濯などの家事が一人で行える	家庭								
		6. 買い物の一連の流れを一人で行くことができる	家庭								
		7. 電話対応(掛けたり、出たり)ができる	家庭								
		8. 準備、支度をする事ができる	家庭・学校								
	身だしなみ	9. 整容に気をつけることができる(ひげ、寝癖、洗顔)	家庭								
			10. 毎日お風呂に入り、衛生面を保つことができる	家庭							
			11. その場にあった服装ができる	家庭							
	欠勤・遅刻	12. 欠勤・遅刻・早退をせず通えている	学校・実習								
	通勤	13. 公共交通機関を利用して通勤できる	家庭								
	衛生管理	14. 衛生面に気を配ることができる	家庭・実習								
	金銭管理	15. 計画的にお金を使用したり、貯蓄したりすることができる	家庭								

用語の意味

- 本人の得意・不得意・今後の課題を明確にするためのもの。
- 高等部卒業後すぐに就労継続支援B型を、利用する際に必要な実習です。
- 就労移行支援事業所で3～5日程度の実習を行います。
- アセスメント実習にあたって、市役所に受給者証の申請が必要です。（高3）

就労アセスメント実習